令和6年度監査計画

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行され、令和5年度は実地方式を基本とした監査を実施した。また、内部統制制度については、制度導入後4年が経過し、依然として軽微なミスは検出されるものの、各所属においてリスクを想定した具体的な取組により自己治癒した事例も見受けられるなど、一定の効果が確認されている。

このような状況を踏まえ、令和6年度も、実地方式による監査を基本とし、内部統制制度の定着状況等も考慮した上で、共通的・制度的な課題の検出や3E等の観点をより重視した課題提起に積極的に努めるとともに、自らも監査の質の向上に努めることにより、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保に資するため、以下の実施方針に基づき監査を実施する。

1 実施方針

実施方針は次の5点とする。また、定期監査においては、令和6年度の重点項目を 設定する。

(1) 合規性・正確性の確保

監査基準の基本すなわち合規性、正確性、3E=経済性・効率性・有効性(※)の うち、合規性・正確性については、監査基準第8条のリスクの概念を踏まえ、対象 のリスクの内容と程度に応じた重点化を図り、効率的・効果的な監査を行う。

※経済性:より少ない費用で実施すること。

効率性:同じ費用でより大きな成果を得ること又は費用との対比で最大限の成果を得ること。

有効性:所期の目的を達成していること。また、効果を挙げていること。

(2) 共通的課題・3 Eの観点の重視

監査の実施に当たっては、内部統制制度の取組との相乗効果を高めるため、統合財務システム等の効果的な活用により監査の事前調査を充実・強化し、潜在する共通的・制度的課題の早期把握・検出に努めるとともに、3Eの観点をより重視する。

また、ミスが発生する原因や背景を分析し、その結果、不便・非効率な仕組み等に対しては、改善に向けた要望を積極的に発出する。

(3) 内部統制制度を踏まえた監査

監査結果の判定に当たっては、内部統制制度が有効に機能しているか等の観点に加え、ミスの発生原因と実害の程度、是正状況等を総合的に勘案する。

また、内部統制制度の実効性を高めるため、監査における指摘事例等について内部統制推進部局へ情報提供を行う。

(4) 機動力と効率性の高い監査実務の執行

監査手法については、実地方式による監査を基本としつつ、機動的・効率的な実施とともに受監機関の更なる負担軽減にも配慮し、以下のとおり実施する。

- ① 実地方式による監査を基本とすることから、本庁及び地域機関、財政的援助 団体等の実施時期を、年間を通じて平準化する。
- ② 機動的・効率的な監査を実施するため、実施地域ごとに所管部局を超えて集中的なスケジュール管理を行うとともに、近接する地域機関については同日に委員審査を行うなど、広域振興局と管内単独地域機関との調整を行う。

(5) 監査結果の実効性の確保

監査結果に対する処理状況の適切な点検により、再発防止や業務改善を確認する。 特に、重大な指摘事項については、監査委員会議において、対象機関に直接聴取 し指導を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底する。

また、ミスの発生原因の大半がケアレスミスであるため、内部統制制度の中での 再発防止が図られるよう、ミスの発生原因や背景を分析し、注意喚起を図るととも に、より積極的に制度的な課題に対する改善要望や監査結果のわかりやすい情報発 信等に取り組み、部局横断的・全庁的な是正を図る。

(令和6年度重点項目)

○各所属における内部統制の取組状況 なお、必要に応じ、年度途中で検出された新たな重要課題を追加する。

2 監査の種類等

(1) 定期監査

財務監査(地方自治法第199条第1項)と行政監査(同条第2項)を同時に、府の全286機関を対象に、別紙のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、機動的・効率的な実地監査又は書面監査に努める。 また、令和5年度に完成した大規模工事から 10 箇所程度を選定した上で工事監査を実施し、その選定基準等は、別途、実施計画で定める。

(2) 財政的援助団体等監査

府が財政的援助(出資、公の施設管理、補助金等交付等)を行っている団体等から20団体程度を選定した上で監査を実施し、その選定基準等は、別途、実施計画で定める。

(3) 決算審查等

部局ごとの監査委員審査、基金運用状況及び健全化判断比率等の審査を行う。 なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(4) 例月出納検査

毎月例日に、会計管理者等の現金の出納事務について検査する。

(5) 内部統制評価報告書審査

地方自治法の規定により審査を実施し、その審査方法等は、別途、審査計画を定める。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(6) 住民監査請求及び府民簡易監査

住民監査請求については、地方自治法の規定により、適切に対応する。 府民簡易監査については、制度の趣旨を踏まえ、引き続き周知に努めるとともに、 申立てに対しては速やかに対応する。

(7) その他

定期監査のほか、必要があると認められるときは、随時監査を実施する。

各監査等の対象、実施期間、報告・公表時期

監査の種類	対 象	実施期間	報告・公表
定期監査 (財務監査、行政監査) (工事監査)	府の全機関 10 箇所程度	令和6年4月 ~7年3月	年4回 第4回の報告時に 年間総括
財政的援助団体等監査	20 団体程度	令和6年6月 ~7年3月	上記と一括
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率等審査	一般会計、特別会計、 公営企業会計、指定さ れた基金	令和6年6月 ~9月	令和6年9月
例月出納検査	一般会計、特別会計、 公営企業会計	毎翌月末頃 (監査委員会議と 同日)	実施後、速やかに
内部統制評価報告書審査	知事部局 教育委員会	令和6年6月 ~9月	令和6年9月
住民監査請求 府民簡易監査	各請求又は申立てに よる	随時	随時 府民簡易監査は年度 ごとにまとめて公表

3 監査スキルの向上

上記実施方針に基づき、3 Eの観点等を重視した機動的・効率的な監査の実施及び 内部統制制度を踏まえた監査の実施など、質の高い監査の実施に向けて、事務局職員 の監査スキルの向上に取り組む。

特に、調査・分析、課題の抽出とその改善提案の検討・立案などの能力向上を図るため、事務局内で実施する事例・課題検討会の内容を充実・強化するとともに、外部講師による研修等により、府民目線に立った監査の実施に努める。

令和6年度 監 査 対 象 機 関 等

※実地監査 : 監査委員が意見交換等により行うもの (それ以外のものは書面監査)

// // // // // // // // // // // // //	※美地監査 : 監査委員が意見父撄寺により行うもの(それ以外のものは書面監査) 「				
本 庁 (実地監査)					
部 局 名	課 (室) 等 名	同時執行(本庁経理)			
知事直轄組織	秘書課、広報課、国際課、職員総務課、人事課	旅券事務所、職員福利厚			
<9>	総務事務センター、会計課 〈7〉	生センター 〈2〉			
危機管理部	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課				
<4>	⟨4⟩				
総務部	総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課	選挙管理委員会			
<8>	入札課、府有資産活用課 〈7〉	<1>			
総合政策環境部	総合政策室、地域政策室、政策環境総務課、万博・地域交流課				
	情報政策課、デジタル政策推進課、企画統計課、大学政策課				
	脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然環境保全課				
<12>	環境管理課 〈12〉				
文化生活部・文化	人権啓発推進室、文化政策室、文化生活総務課、文化芸術課	交通事故相談所			
施設政策監	スポーツ振興課、文教課、安心・安全まちづくり推進課	動物愛護センター			
	男女共同参画課、府民総合案内・相談センター				
	消費生活安全センター、生活衛生課				
<14>	文化施設政策監付 <12>	<2>			
健康福祉部	こども・子育て総合支援室、健康福祉総務課、高齢者支援課	救急医療情報センター			
	医療保険政策課、リハビリテーション支援センター				
	地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課				
<12>	健康対策課、医療課、薬務課 〈11〉	<1>			
商工労働観光部	労働政策室、観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課	労働委員会事務局			
	産業振興課、染織・工芸課、産業立地課、経済交流課				
	文化学術研究都市推進課、雇用推進課、人材育成課				
<14>	[(港湾局)港湾企画課、港湾施設課] 〈13〉	<1>			
農林水産部	農政課、農村振興課、経営支援・担い手育成課	京都乙訓農業改良普及セ			
	流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課	ンター、内水面漁場管理			
<11>	林業振興課、森の保全推進課 〈9〉	委員会 〈2〉			
建設交通部	監理課、指導検査課、用地課、道路計画課、道路建設課	収用委員会			
	道路管理課、交通政策課、河川課、砂防課、都市計画課				
	建築指導課、住宅課、営繕課、公営企業経営課、水道政策課				
<19>	下水道政策課、[(港湾局)港湾企画課、港湾施設課] 〈18〉	<1>			
議会事務局					
<1>	⟨1⟩				
監査委員事務局					
<1>	⟨1⟩				
人事委員会事務局					
<1>	⟨1⟩				
教育庁	高校改革推進室、総務企画課、管理課、教職員企画課	埋蔵文化財事務所			
	教職員人事課、福利課、学校教育課、特別支援教育課				
	高校教育課、ICT教育推進課、保健体育課、社会教育課				
<14>	文化財保護課 <13>	⟨1⟩			
警察本部	本部				
<1>	⟨1⟩				
計 〈119〉	⟨108⟩	⟨11⟩			

⁽注) 1 〈 〉書きは、部局ごとの監査対象機関数

^{2 [(}港湾局) 港湾企画課、港湾施設課] は、商工労働観光部及び建設交通部の共管で、各部にそれぞれ 計上しているため、計からは重複分を除外 3 同時執行機関は、本庁において経理を行っている機関

			地	域 機 関		
区	分	京都市内	山城地域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
517	実	消防学校 東京事務所 家庭支援総合センター 植物園 計量検定所	山城広域振興局 (10) 洛南病院 農林水産技術センター (茶業研究所)	南丹広域振興局 (5) 消場学校 病害虫切除所 農林水産技術センター	中丹広域振興局(8) 福知山高校·附属中学校 舞鶴支援学校 福知山警察署	丹後広域振興局(5) 農林水産技術センター (丹後農業研究所) 清新高校
地監査		京都高等技術専門校京都障害者高等技術専門校京都土木事務所洛西高校、東稜高校北警察署	農林水産技術センター (生物資源研究センター) 向日が丘支援学校 井手やまぶき支援学校 木津警察署	(農林センター・森林技術センター) 南門家畜保健衛生所 林業大学校 大野ダム総合管理事務所 南門教育局 南門高校 亀岡警察署		
	<59>	⟨11⟩	<16>	<14>	⟨11⟩	<7>
	現地事務局調査 🕏	京都林務事務所 山城高校 〈2〉	自転車競技事務所 府営水道事務所 流域下水道事務所 南陽高校・附属中学校 〈4〉			
書 面 監 査	書面事務局調査	職員の京都師の大学・研究・研修・研修・研修・研修・研修・研修・研修・研修・のでは、「大学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・	宇治児童相談所 山城家育局、山城鄉社 河場部 山城鄉社校、村村 西乙訓島校 京都市場別、山城縣高校 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	電岡高校 園部高校・附属中学校 農芸高校、須知高校 丹波支援学校 南丹警察署	福山児童相談所福は山高等技術専門校農業大学校農林水産技術センター(新産センター)中丹家畜保健衛生所公営企業管理事務所中丹教育院工業高校大工高校、東舞鶴高校中丹支援学校、綾部警察署、舞鶴警察署	看護学校織物・機械金属振興センター農林水産技術一の一般を表別である。 一角 では 一月後 本子 という 一月後 本子 という 一月後 小田 本子 という 一月後 小田 本子 という 一月後 小田 本子 にいった かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい か
<108>	<102>	<40>	<26>	<6>	<15>	<15>
計〈	(167>	<53>	<46>	<20>	⟨26⟩	<22>

> | く83> | く46> | く20> | く20

(別紙)

令和6年度 工事監査実施箇所

区分	工事名	担当部局	施工場所
	山城総合運動公園クラブハウス新築工 事(電気設備工事)及び球技場B夜間 照明新設工事	文化施設政策監付	宇治市
重要構造物	宇治木屋線(犬打峠)道路新設改良工事(犬打峠トンネル(仮称))他	建設交通部(山城広域振興局)	宇治田原町~和東町
	国道 423 号 (法貴バイパス) 防災・安 全交付金工事	建設交通部 (南丹広域振興局)	亀岡市
	令和5年度府営農村地域防災減災事業 田辺排水機場地区下部工建設工事	農林水産部(山城広域振興局)	京田辺市
防災	小西川大規模特定河川工事	建設交通部 (丹後広域振興局)	京丹後市
	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター 建設工事(呑龍ポンプ場調整池)	建設交通部	長岡京市
	令和4年度中浜漁港整備工事	農林水産部	京丹後市
耐震化・	綾部大江宮津線(大雲橋)道路メンテ ナンス(橋修)(補正)工事	建設交通部 (中丹広域振興局)	福知山市
長寿命化	府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化 (大規模)改修工事(建築工事)	教育委員会	京都市
	110 番指令センター外壁屋上防水等改 修工事	警察本部	京都市
	計 10 箇所		